

議案第42号

芽室町個人番号の利用に関する条例中一部改正の件

芽室町個人番号の利用に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年12月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

芽室町個人番号の利用に関する条例（令和6年条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「芽室町個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第4条第1項中「及び町長」を「、町長」に改め、「利用事務」の次に「並びに町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者に係る事務を処理するためにその者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則

その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 町長	芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第48号）による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第47号）による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	芽室町子ども医療費の助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 町長	芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		芽室町子ども医療費の助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
--	--	----------------------

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律による標準準拠システムへの移行に伴い、独自利用事務である「住登外者宛名番号を付番・管理する事務」を実装しようすることから、本条例を一部改正しようとするものであります。

芽室町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>芽室町個人番号の利用<u>及び特定個人情報の提供</u>に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人情報の利用<u>及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、<u>町長</u>又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務<u>並びに町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u>とする。</p> <p>2と3 一略一</p> <p>4 <u>町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者に係る事務を処理するためにその者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番</u></p>	<p>芽室町個人番号の利用に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人情報の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、<u>町長</u>又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務<u>並びに町長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報をを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u>とする。</p> <p>2と3 一略一</p>

改正案	現 行				
<p>号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p><u>5 一略 (特定個人情報の提供)</u></p> <p><u>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第6条 一略</u></p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 町長</td><td>芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭</td></tr></tbody></table>	機関	事務	1 町長	芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭	<p>4 一略</p>
機関	事務				
1 町長	芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭				
	<p>（委任）</p> <p><u>第5条 一略</u></p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 町長</td><td>芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48</td></tr></tbody></table>	機関	事務	1 町長	芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48
機関	事務				
1 町長	芽室町子ども医療費の助成に関する条例（昭和48				

改正案		現 行
	和48年条例第48号)による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	年条例第48号)による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第47号)による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第47号)による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
4 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)
機関	事務	特定個人情報
1 町長	芽室町子ども医療費の助成に関 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事

改正案	現 行
<p>する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひ</p>	<p>に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひ</p>

改正案			現 行		
		<p>とり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u></p>			とり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
2 町長	芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関するもの</p>	2 町長	芽室町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関するもの</p>

改正案		現 行
	<p>する情報であって規則で定めるもの</p> <p>芽室町子ども医療費の助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u></p>	<p>する情報であって規則で定めるもの</p> <p>芽室町子ども医療費の助成に関する条例による子どもの保護者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>

改正案				現 行
<u>別表第3 (第5条関係)</u>				
照会機関	事務	提供機関	特定個人情報	
1 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	町長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	
<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>				

芽室町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正の理由

国において、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）による標準準拠システム（標準化基準に適合する基幹業務システム）への移行に当たり、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」を実装し、住登外者宛名番号を付番・管理する団体においては、独自利用事務に該当することから、運用を開始する前までに条例の制定や改正の対応を求めているところである。

本町は、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」を令和8年2月16日に実装予定であることから、住登外者宛名番号管理機能によって行われる事務及び情報連携ができるよう本条例の一部を改正しようとするものである。

2 住登外者宛名番号管理機能

住登外者宛名番号管理機能とは、地方公共団体が住民登録をしていない（住登外）人々の情報を重複なく管理するための機能である。

この機能は、各地方公共団体で標準化される共通機能の一部であり、住登外者宛名番号を付番・管理することで、住登外者のデータを整理・最新化し、「ワンストップ」なサービスの提供を可能とするもの。

3 住登外者宛名番号を利用して行われる事務の例

- (1) 町外の自治体に在住している者又は企業等が本町に土地・家屋・償却資産を所有しており、本町が固定資産税を課税する事務
- (2) 本町の住民基本台帳に記録されていない者であっても、その者が本町に住所を有すると認定された場合には、住民基本台帳に記録されている者とみなし、本町が個人住民税を課税する事務
- (3) 町外の介護施設等入所のため転出する者に対して、町の被保険者資格を継続して付与する事務
- (4) 単身赴任や山村留学をしている世帯等、子どもが町内に在住して、親が町外に在住している世帯に対して、子ども医療費を助成するための事務
- (5) 町外の障害者施設等に入所のため転出する重度心身障害者に認定された者に対して、医療費を助成するための事務

※住登外者…本町の住民基本台帳に記録されていないが、行政サービス上、記録しておく必要があるもの。

※宛名番号…地方公共団体において、個人を識別・管理するために付番される番号のこと。